

基本的な考え方

北但馬地域には、かつての交流・発展の足跡を今に伝える歴史的な町並みが残っています。市街地の発展の基礎となった城下町、古くから湯の里として利用され佇まいを残す温泉街は、地域を特徴づける優れた景観です。これらの歴史的・伝統的な資源を積極的に活用して、都市住民との交流を図る地域づくり（観光、里づくり）が進められています。

歴史と賑わいの区域では、歴史・伝統を継承した趣のある市街地等の環境の形成を図るとともに、歴史的な資源の活用により地元住民・都市住民との交流を促しながら、歴史と賑わいのある環境の形成を図ります。

この区域における開発にあたっては、歴史的な町並みや景観、歴史的な資源と樹林地や樹木などが調和した魅力ある環境を維持できるよう、「歴史的な景観」になじむものとするのが重要です。

- 伝統的な特徴のある町並み、伝統的情緒ある集落との調和
- 在来種による植栽、伝統的な緑化手法の継承
- 既存の樹林、樹木、社寺等の樹林地の保全

歴史と賑わいの区域のイメージ



ア 優れた景観の構成要素の保全の方法

樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 良好な地域環境を形成している樹林
- (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所

- 歴史を感じる古木や巨樹、地域で愛着を持って守られている樹木やそれらを含む樹林地などは、長い歴史の中で形作られてきたものであり、歴史的なまちの成り立ちを知る上でも、また市街地の中においてうおいを与えてくれる身近な自然としても、非常に重要です。
- 下に示すような樹林や樹木が開発区域内に含まれる場合には、その規模にかかわらず保全してください。また、これらの樹林地、樹木を開発区域内に含めないよう開発区域を設定することも重要です。

□「良好な地域環境を形成している樹林」とは

河畔林や段丘に伴う斜面林など、平地においてアクセントとなっている樹林のことをいいます。

□「優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所」とは

自然環境保全地域や郷土記念物、天然記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。また、兵庫県版レッドデータブックに記載されている植物群落や自然景観についても保全に努めてください。

□「地域に親しまれている樹木」とは

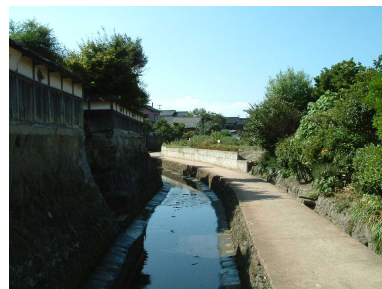
ランドマークとなっている路傍の巨樹、集落内の辻にあるほころ祠のある樹木や樹木群、季節の変化や歴史を感じさせる庭木などの樹木をいいます。

□「改変が軽微で景観の形成に支障がない場合」とは

樹林地の外観が維持されたり、樹木が適切に移植されるなどの措置がとられた場合をいいます。



ランドマークとなる巨樹



水路と一体となった樹木・庭木



町並みに彩りを添える庭木

イ 保全すべき森林又は緑地の面積

緑地の確保

開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満であり、かつ、樹木が適切な箇所に配置される場合又は塀等によりまち並みの連続性が確保される場合は、この限りでない。

- 「歴史と賑わいの区域」においては、建物や塀などによって連続した町並みが継承されることが重要です。建物の配置によりやむを得ず町並みがとぎれる場合には、付加的に塀を設置するなどできるだけ町並みの連続性が確保されるよう工夫してください。

□ 「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、一定の遮蔽効果を有する土地をいい、「樹林地」も「緑地」の一形態であると考えられます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により視覚的な緑があることが、判断の目安となります。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

□ 緑地面積の算定方法について

植栽される樹木の成木時の樹冠の水平投影面積を緑地として算定するものとします。

また、全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路のほか、緑化ブロック等により舗装された駐車場についても、緑地として算定して差し支えありません。

なお、原則として、屋上緑化については周囲から緑化部分が視認できるもの、壁面緑化については植栽基盤を壁面に直接設置するものに限り、その鉛直投影面積を緑地として算定できるものとします。

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5m未満	3.8 m ²
2.5m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

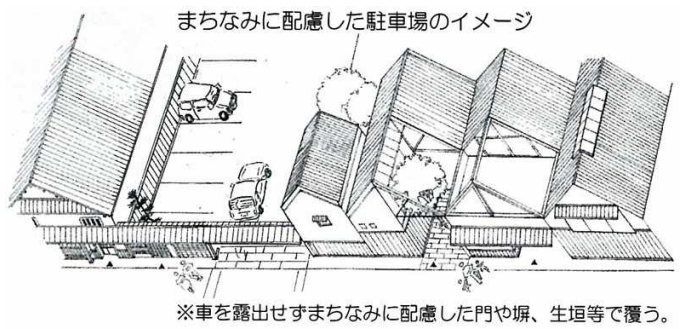
※ 中高木（成木時の樹高が概ね3m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

- 届出の対象となる1,000 m²以上の開発は、歴史的な景観が形成されている地区にあっては比較的大規模な開発であり、町並みなどの歴史的な景観に与える影響は大きいものがあります。
- シンボルツリーや駐車場の緑化、保全した樹林地や樹木など、すべての緑地の面積の合計が開発区域の面積（現況森林の部分を除く）の10パーセント以上である必要があります。
- また、開発区域の面積が3,000 m²未満の場合には、まちかどなど周辺から見通せる場所、道路沿いなど歩行者が通行する場所、駐車場など広い平面となる場所など、適切な箇所に2本以上の高木を配置するよう工夫してください。

□「塀等により歴史的なまち並みの連続性が確保される場合」とは

歴史的なまち並みが形成されている地区では、まち並みの統一感を損ねないよう意匠上配慮された塀や壁面を設けることにより、まち並みの連続性を確保することができます。

このような場合にも一律に 10 パーセント以上の緑地の確保を求めるものではありません。



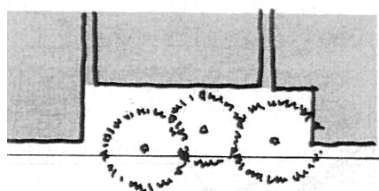
ウ 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

建築物と緑地

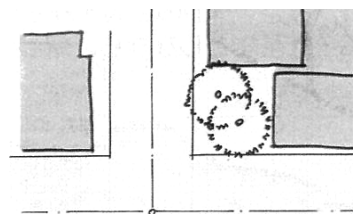
開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。ただし、塀等によりまち並みの連続性が確保される場合は、この限りでない。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、道路、市街地等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 「歴史と賑わいの区域」では、建物や塀、石垣が連続したまち並みを継承することが重要です。やむを得ずまち並みが途切れる場合には、付加的に塀を設置する、あるいは適切に緑化するなど、まち並みに配慮した工夫を取り入れるようにしてください。
- 道路沿いや隣接敷地などにおける「ひき」のスペースを生かして、高木を植栽することにより、美しい町並み景観の形成につながります。
- 樹木の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、道路など主要な視点場からの景観を考慮し、次のような町並みづくりの上で重要な箇所では、建築物等の高さや規模とバランスのとれた緑量の樹木を配置するよう工夫してください。
 - まちかどなど周辺から見通せる場所
 - 道路沿いなど歩行者が通行する場所
 - 駐車場など広い平面となる場所



道沿いの「ひき」のスペースを生かす。

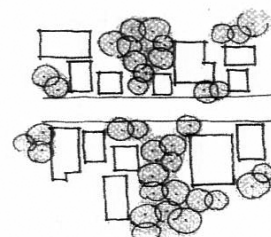
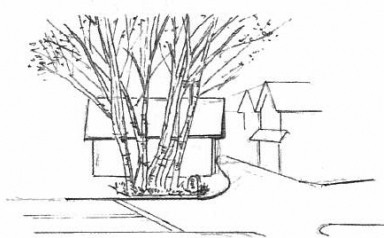


辻の一面を利用する。

駐車場を彩る植栽



町かどの景観木

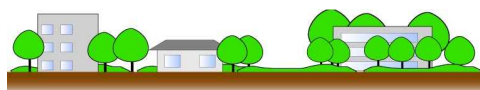


● 建物と建物のすき間に緑地を入れていくことで、面的な広がり分割していく。

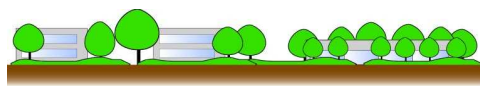
□「予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置」とは

開発区域と周辺の森林の境界付近、森林と建築物との間、建築物と道路などとの境界付近、いわゆる“^{きわ}際”とよばれる部分では、特に緑による修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、緑地や樹木の配置を工夫してください。

その際には、高木、中木、低木を織り交ぜて植栽したり、シンボリックな緑地を配置したりすることで、変化のある景観となるよう配慮してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませ



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□「大規模な予定建築物等」とは

おおむね以下のように取り扱います。

建築物：高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

工作物：高さが15m（建築物と一体となって設置される場合は、その高さが10mを超えかつ建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの

□「道路、市街地等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

大規模な建築物等は遠方からも目立つ存在となるため、敷地近辺のみならず、幹線道路や集落など、遠い視点場からの見え方などにも留意して、建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、高木を中心とした樹木を建物の前面に配置してください。

その際には、高木、中木、低木を織り交ぜて植栽したり、シンボリックな緑地を配置したりすることで、変化のある景観となるよう配慮してください。

また、「歴史と賑わいの区域」では、連続する塀や家並みが地域の景観の特徴となっています。塀や生け垣等によって、道路や市街地から見通せる町並み景観の連続性を確保するとともに、やむを得ず途切れる場合は、通りの前面に樹木を配置し、歴史的な町並みと調和した景観となるよう配慮してください。

□「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、その周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、おおむね150㎡程度を標準規模とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合が1:2以内の整形に近いものとします。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

- 開発区域への進入路となる道路、開発区域内の主要な道路、開発区域周辺から最も目につきやすい道路の沿道では、樹木を植栽することにより、緑豊かな景観が形成されるようにしてください。なお、既に街路樹が整備されている場合などにあっては、それらとの調和を優先させるものとし、追加的な緑化が不要となる場合があります。

緑地・植栽の質

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。

- 民家の前庭などでは、地域の気候風土に合った樹種が選定され、植栽方法がとられています。そういった伝統的な緑や緑化手法・技術は、今後とも継承すべき北但馬地域の資源です。
- 樹木等を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、歴史的な景観と調和した緑化が図られることが重要です。

□「地域に適合した多様な在来種」とは

地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種であり、集落内や周辺の民家の庭など、開発区域周辺で植えられている樹木の多くがこれにあたります。

開発区域周辺で植えられている樹木を参考としたり、巻末の候補樹木リストを参照するなどして、地域に適合した多様な在来種を選定するようにしてください。

- また、現況森林の区域における造成を伴う開発行為や建築物等の建築にあたって、新たに森林を造成する際や樹木を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の森林環境と調和した緑化が図られることが重要です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育むことに役立つとともに、周辺の景観になじみやすいものでもあります。
- 周辺の森林で生育している樹木を参考としたり、「ひょうご百年の森コンセプトブック（2002年12月）」に示されている地域別推薦樹種、巻末の候補樹木リストを参照するなどして、地域に適合した多様な在来種を選定するようにしてください。
- この他、交流空間にふさわしい演出性のある樹木や緑地を配置する方が望ましい場合もあります。これらの緑地を使い分けて配置し、「歴史と賑わいの区域」にふさわしい交流空間を形作るよう工夫してください。

緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されること。

- 開発区域内で保全した森林、植栽した樹木や緑地を適切に維持管理してください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。また、樹木等が枯死した場合には、速やかに植え直してください。

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することなどにより、その影響を和らげる必要があります。

□ 「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

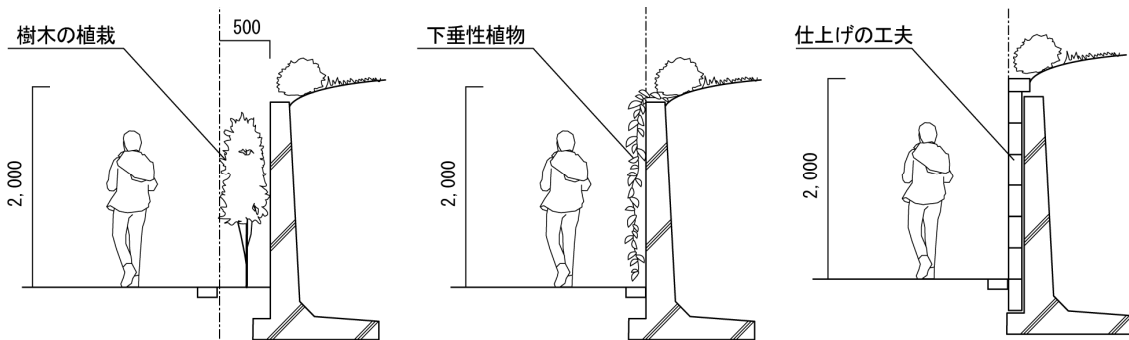
景観上の視点からとらえた工作物であって、表面に現れないものや小規模なものは除きます。擁壁にあっては地上高さ 2m 以上のもの、排水施設にあっては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

□ 「周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、コンクリート構造物前面への植樹（植樹が困難な場合はコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽等）などで緑化修景してください。

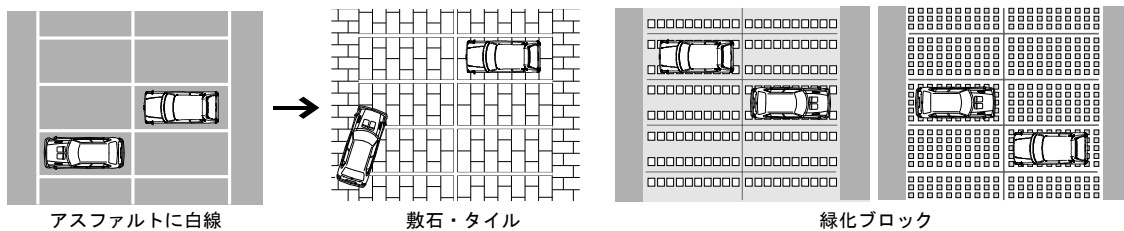
各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置するなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。

また、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の仕上げを工夫することも有効な方法です。



- 駐車場や屋外運動競技場等が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設けることが必要です。また、植栽帯による完全な遮蔽ではなく、本来の機能を阻害しない範囲で、周辺以外に内部に植栽することも、周辺の森林環境との調和の上で有効な方法です。
- あわせて駐車場の舗装に緑化ブロック等を使用するなど、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化を工夫することが望まれます。

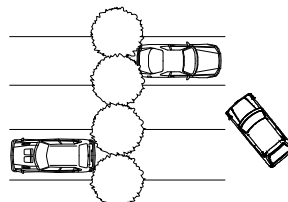
<床面の工夫>



<周囲に植栽帯を設ける>



<駐車場内部に植栽を行う>



法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景を行ってください。
- 法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段を設け植栽を行ってください。

□ 「傾斜度 15 度以上」とは

水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生じる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であり、15 度以上の斜面は視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。

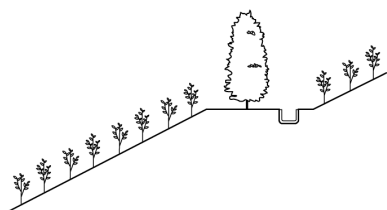
□ 「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

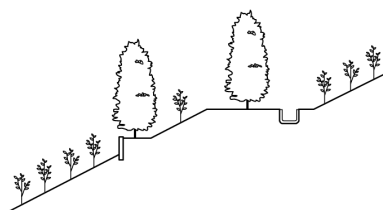
法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

法面苗木植栽と小段中木植栽



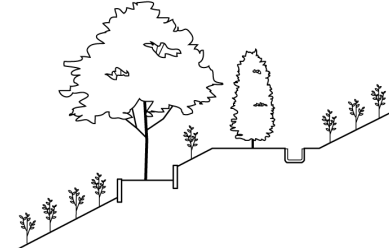
- ・苗木植栽においては、植鉢保護を必要としない
- ・小段には、中木(H=1.8)の植栽が可能

法面中木植栽



- ・法面保護及び植鉢保護としてそだ棚等を必要とする

法面高木植栽



- ・上下そだ棚等による保護を必要とする

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

建築物等の形態、意匠等

予定建築物等にあつては、主要な道路、市街地等からみて開発区域周辺の建築物等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められるとともに、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。

- 「歴史と賑わいの区域」では、建物等の配置や向き、屋根の形状や高さ、軒の高さ、材料や質感、色彩などが統一され、美しい町並みを形作ってきました。
- 歴史的な町並みを継承していくために、新たな開発にあたっては、地域にある歴史的町並みの特徴を調べ、建築物等のデザインに取り入れるとともに、敷地外だけではなく主要な道路や集落からの見え方にも配慮して、歴史的な町並みと調和するよう工夫してください。

□「開発区域周辺の建築物等から著しく突出しない」とは

「歴史と賑わいの区域」内の建物は2～3階建て、おおむね高さ6～9mに収まり、周辺の家屋と調和しています。また、大規模な壁面は見あたりません。このことで背景の山並みや周辺の緑から突出せず、町並みとしてまとまり、調和しています。新たな建築物等を建築する際には、このまとまりに調和する必要があります。

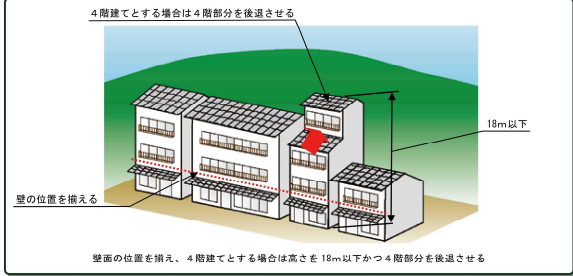
- 一定の幅員に満たない道路（おおむね6m未満）に接する場合には、降積雪時の道路交通の確保の必要性から、除雪後の堆雪が可能な空地が宅地側に確保されるよう壁面の位置を定めてください。
- また、景観形成地区等に指定されている場合は、それぞれの景観形成基準、景観ガイドラインにおいて、屋根の形状や壁面の位置、色彩などについて細かく定められています。それらに基づき、周辺の景観と調和したものとなるよう工夫してください。

城崎温泉景観形成重点地区における景観ガイドライン（抜粋）

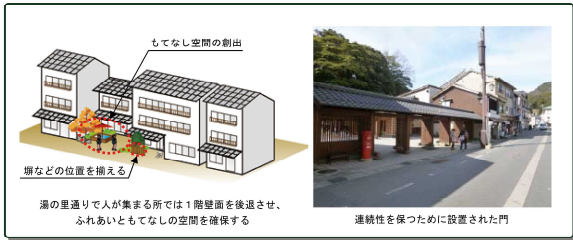
1 規模・配置

城崎温泉景観形成重点地区は、建物の壁面が概ね揃っており建物の階数が3階又は2階建てであることから、大師山など周囲の山からの眺めや道路沿いからの城崎温泉らしい町並みが保たれています。

通りに面する建物壁面の位置は隣接する建物に揃え、建物等の高さは18m以下とします。階数については主要な通りに面する建物は原則3階又は2階建てとし、やむを得ず4階建てとする場合は、4階部分を敷地の奥へ後退させるなどして圧迫感の軽減を図ります。

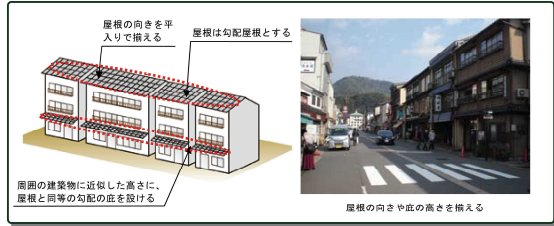


外湯が多く立地する湯の里通りは、人が滞留することから1階部分を後退してふれあいともてなしの空間を創出します。また、駅通りなどで建築物を後退させる場合は、扉や門扉を壁面の位置に揃えて設置するなどの工夫によって、町並みの連続感が保つことができます。



2 屋根及び庇

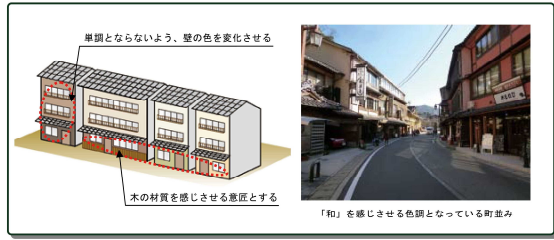
城崎温泉景観形成重点地区の建築物は、黒や灰色などの同系色の勾配屋根が通りに面しているほか、庇も多く設けられていることから町並みに連続感があります。通りに面する建築物は平入りの勾配屋根とし、1階と2階の間には周囲の建築物に近似的な高さに屋根と同等の勾配の庇を設け、町並みの連続感に配慮します。



3 外壁

城崎温泉景観形成重点地区は「和」を感じさせる色調の壁が多く使われており、町並みの連続性を生み出しています。

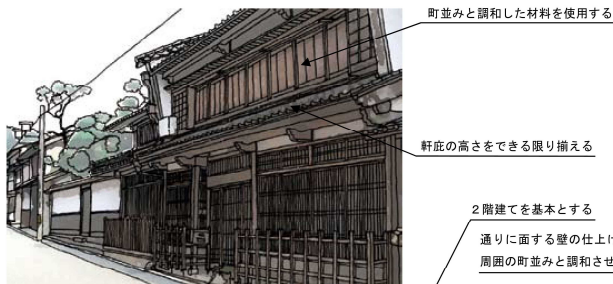
通りに面する壁の色は、城崎温泉の町並みの基調色である黄系や橙系の落ち着いた色調とするために彩度を4以下とし、同一色相の色を組み合わせたり、木の材質をあしらうことで「和」を感じさせる意匠とするなど単調にならないように配慮します。



歴史と賑わいの区域

出石城下町景観形成重点地区における景観ガイドライン（抜粋）

地区のイメージ

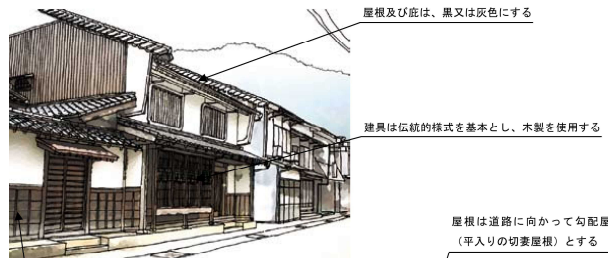


出石町八木

壁面を揃え、町並みの連続感を保つ



出石町本町



出石町田結庄

塀を設けるなどして連続性を保つ



出石町青田

自然と人の交流の区域の運用指針

基本的な考え方

自然と人の交流の区域は、高原や森林などの優れた自然特性を活用したスポーツ、レクリエーション、休養施設など、地域と都市との交流施設が整備された交流の場としての地域環境の形成を目指しています。

この区域における開発にあたっては、地形の改変をできるだけ抑え、開発・整備される建築物等を周辺の景観に調和したものとし、魅力的な交流空間を形成することが大切です。

- 優れた自然特性の中で多様な交流が行われるよう魅力的な交流施設を計画的に整備する
- 地形の改変をできるだけ抑える
- 建築物等を遠景からみて突出させない

自然と人の交流の区域のイメージ



ア 優れた景観の構成要素の保全の方法

地形、森林、樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

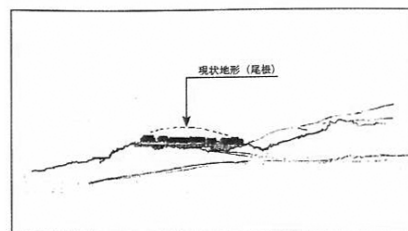
- (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所
- (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所
- (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (4) 開発区域の境界部にある樹林

- 自然と人の交流の区域は、高原や森林などを生かしてスポーツ、レクリエーション、休養施設など、地域と都市との交流の場としての整備を進めていく区域です。新たに造成を伴う開発行為や建築物等を建築する場合には、山並みや植生など優れた自然環境を保全活用することで、地域環境に調和した開発や建築物等とすることができます。

□独立峰の頂部とは

周辺の地形から垂直方向に突出した山（独立峰）の最も視覚的に目立つ部分を指します。国土地理院の地図において、〇〇山〇〇岳等固有名称が記されている山は、地域のランドマークとして親しまれてきたものである場合が多く、これらが開発区域に含まれている場合は、ランドマークとしての特性を失わないように注意してください。

×山の稜線では開発しない



□尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するものとは

周辺の地形から水平方向に突出した尾根筋の最も視覚的に目立つ部分を指します。平野部に突出しているものは、地図における等高線の状況、道路の屈曲状況、神社等の存在に注意しつつ、現地においてその視覚的役割を判断する必要があります。

これら突出した尾根は、改変すれば目立つ箇所なので注意してください。

□「周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所」とは

敷地近辺だけでなく、主要な道路や周辺の山頂などの遠い視点場から見てスカイラインの連続が途切れないよう、開発地の選定及び計画の検討を行ってください。

□「優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生」とは

自然環境保全地域や郷土記念物、天然記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。また、兵庫県版レッドデータブックに記載されている植物群落や自然景観についても保全に努めてください。

□「改変が軽微で景観の形成に支障がない場合」とは

改変の程度が当該地域の山並みの輪郭線を乱さないなど、遠望した場合に改変の有無がほとんど目につかない場合や、樹林地の外観が維持されたり、樹木が適切に移植されるなどの措置がとられた場合をいいます。

イ 保全すべき森林又は緑地の面積

緑地の確保

開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、30パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。

- 「自然と人の交流の区域」は、高原や森林を主体とする区域であり、これらの特徴ある自然を生かした地域と都市との交流の拠点にふさわしい景観づくりを進める必要があります。
- 自然環境と新たな開発との景観的な調和を形作るため、また周囲の森林環境を保全するための緩衝帯として、開発区域面積の30パーセント以上の緑地を確保してください。保全した樹林地、道路沿いの植栽、法面や擁壁の緑化など、すべての緑地の面積の合計が開発区域の面積の30パーセント以上である必要があります。

□ 「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、景観上の遮蔽・緩衝・演出などの効果を有する土地をいいます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により視覚的な緑があることが、判断の目安となります。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

□ 緑地面積の算定方法について

植栽される樹木の成木時の樹冠の水平投影面積を緑地として算定するものとします。

また、全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路のほか、緑化ブロック等により舗装された駐車場についても、緑地として算定して差し支えありません。

なお、原則として、屋上緑化については周囲から緑化部分が視認できるもの、壁面緑化については植栽基盤を壁面に直接設置するものに限り、その鉛直投影面積を緑地として算定できるものとします。

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5 m未満	3.8 m ²
2.5 m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

※ 中高木（成木時の樹高が概ね3 m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

ウ 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

建築物と緑地

開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 「自然と人の交流の区域」において建築される建築物等は、主要な道路や周辺の峠などから見たときに高原や森林と調和した景観を形作っていることが重要です。建築物と緑地が一体となった景観となるよう、建築物の前面には、樹木を用いた緑化修景を工夫してください。

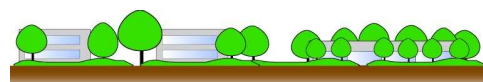
□ 「予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置」とは

開発区域の境界部や建築物の前面、道路や河川沿い、駐車場の周りなど、「際」とよばれる部分では、特に樹木等を用いた緑化修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、緑地や樹木の配置を工夫してください。

その際には、高木、中木、低木を織り交ぜて植栽したり、シンボリックな緑地を配置したりすることで、変化のある景観となるよう配慮してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませ



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□ 「大規模な予定建築物等」とは

おおむね以下のように取り扱います。

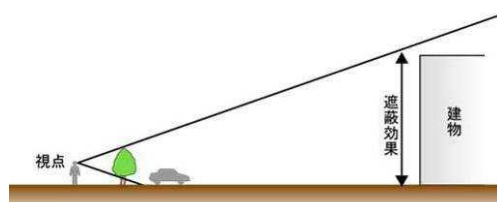
建築物：高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

工作物：高さが15m（建築物と一体となって設置される場合は、その高さが10mを超えかつ建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの

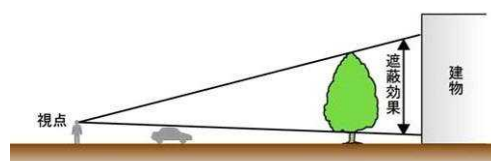
□ 「主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

大規模な建築物等は遠方からも目立つ存在となるため、開発区域のみでなく、幹線道路や集落など、遠い視点場からの見え方にも配慮し、緑地や樹木の配置を工夫してください。

例えば、視点と建物と一定の距離があれば、視点から近い（建物と一定の距離がある）樹木の方が、視点場から遠い（建物に近接している）樹木より、建物を見えにくくする効果が大きくなります。そのため、道路など視点場の近くに樹木を配置すれば、樹木が小さい場合でも大きな樹木と同等の効果を得ることができます。

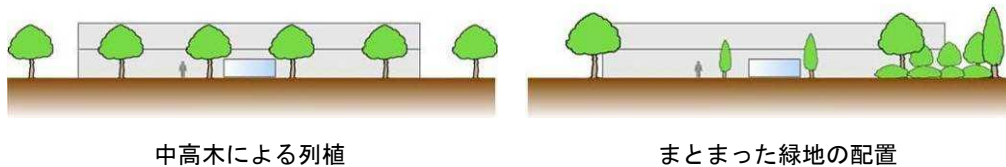


視点場に近い樹木の遮蔽効果



建物に近接した樹木の遮蔽効果

また、建築物の形態によっては、敷地境界（道路等の視点場）から一定の距離があれば、周囲を中低木で囲うよりも、高木を適切に配置したり、一部に中低木によるまとまった緑地を配置し部分的に高木を配置するなどの方が景観形成上効果的な場合があります。



□「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、森林を残地することが可能若しくはその周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、宅地造成後分譲の場合はおおむね 200 m²程度、現状有姿分譲でおおむね 400 m²程度を標準規模とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きの割合が 1：2 以内の整形に近いものとします。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

- 主要な道路とは、開発区域への進入路となる道路及び当該区域内の主要な道路で、開発区域周辺からもっとも目につきやすい道路を指します。また、対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川とします。
- 主要道路沿いや河川沿いでは、開発区域が周辺の森林環境になじむように、緑地を確保して、樹木を列植するあるいは緑の固まりとしてまとめて配置するなど、地区の特性に応じて適切に緑化してください。
- ただし、既に街路樹が整備されている場合、河畔林などの樹木が保全されている場合にあつては、それらとの調和を優先するものとし、追加的緑化が不要となる場合があります。

緑地・植栽の質

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。

- 樹木を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の森林環境と調和した緑化が図られることが重要です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育むことに役立つとともに、周辺の景観になじみやすいものでもあります。
- この他、交流空間にふさわしい演出性のある樹木や緑地を配置する方が望ましい場合もあります。全体の開発コンセプトに応じて、これらの緑地を使い分けて配置し、自然の中の豊かな交流空間を形作るよう工夫してください。

□「地域に適合した多様な在来種」とは

地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種であり、開発区域内や周辺の森林で生育しているものがこれにあたります。

周辺の森林で生育している樹木を参考としたり、「ひょうご百年の森コンセプトブック（2002年 12月）」に示されている地域別推薦樹種、巻末の候補樹木リストを参照するなどして、地域に適合した多様な在来種を選定するようにしてください。

森林、緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。

- 開発区域内で保全した森林、植栽した樹木や緑地を適切に維持管理してください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。また、樹木等が枯死した場合には、速やかに植え直してください。

エ 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法

土地の造成

開発行為によって大規模な地形の改変が生じないように、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。

- 「自然と人の交流の区域」は、傾斜のある場所にあることが多く、開発にあたっては土地の造成が避けられない場合が多くあります。しかし、大規模な地形の改変は周辺森林との景観的な調和を大きく乱すことになるので、最小限の造成にとどめるよう工夫が必要です。
- 例えば、現況地形の傾斜の方向や平均勾配を尊重して小造成を多用したり、あるいは保存森林や緑地で大きな法面を覆うなど、現況地形を生かすよう工夫してください。

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することなどにより、その影響を和らげる必要があります。

□ 「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

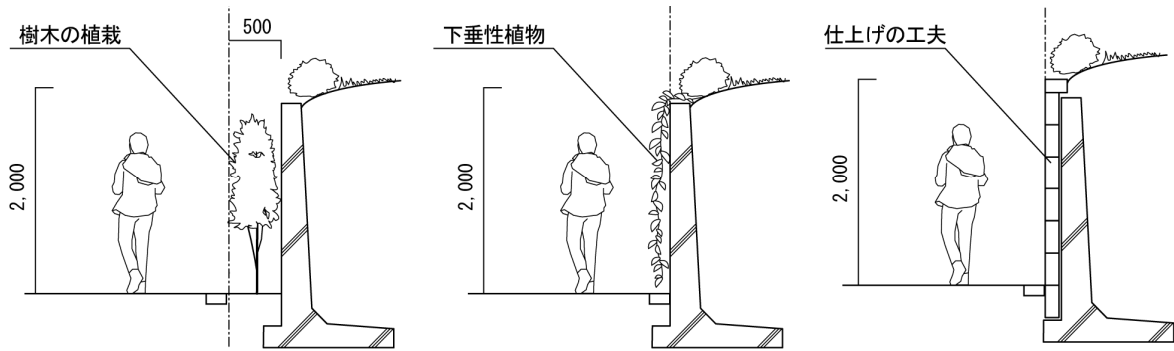
景観上の視点からとらえた工作物であつて、表面に現れないものや小規模なものは除きます。擁壁にあつては地上高さ 2m 以上のもの、排水施設にあつては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

□ 「周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、コンクリート構造物前面への植樹（植樹が困難な場合はコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽等）などで緑化修景してください。

各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置するなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。

また、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の仕上げを工夫することも有効な方法です。



法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景を行ってください。
- 法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段を設け植栽を行ってください。

□ 「傾斜度 15 度以上」とは

水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生じる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であり、15 度以上の斜面は視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。

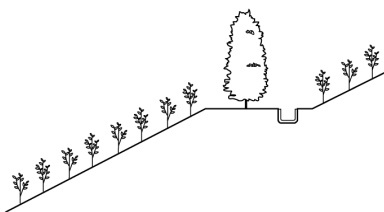
□ 「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

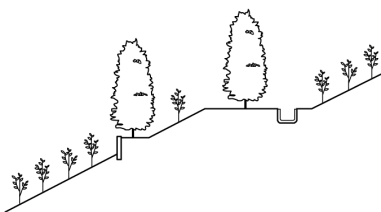
法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

法面苗木植栽と小段中木植栽



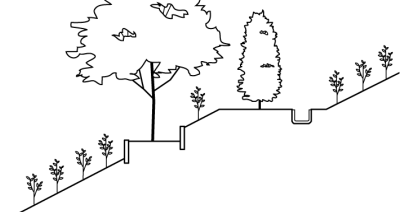
- ・苗木植栽においては、植鉢保護を必要としない
- ・小段には、中木(H=1.8)の植栽が可能

法面中木植栽



- ・法面保護及び植鉢保護としてそだ棚等を必要とする

法面高木植栽



- ・上下そだ棚等による保護を必要とする

自然と人の交流の区域

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

建築物等の形態
予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、山を守る区域への展望を著しく妨げることのないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。

- 予定建築物等の高さや規模を抑えることで、背景の山並みや周辺の森から突出せず、また、植栽した樹木との調和が図られます。
- 「緑地の配置」等の基準と考え合わせながら、緑地と建築物等が調和した景観となるよう工夫してください。
- また、あわせて、建築物等の形状や色彩等も工夫することが望まれます。

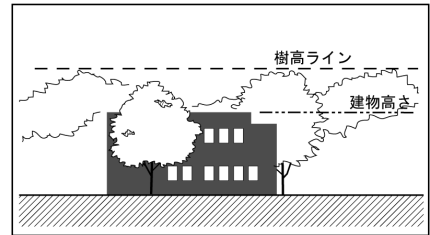
□「主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の樹林等から著しく突出しない」とは

大規模な壁面が生じる場合には、建物を分棟や分節したり、周囲に高木を植栽するなど、周辺の景観と調和するよう配慮してください。

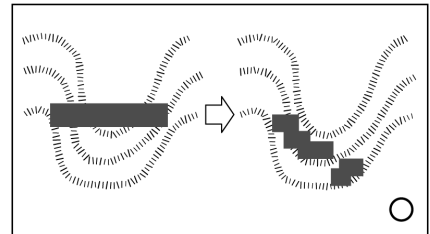
□「山を守る区域への展望を著しく妨げることのない」とは

「自然と人の交流の区域」から展望が利く場合、その周辺は基本的に骨格となる山なみである「山を守る区域」で囲まれています。開発区域から周囲を見渡した時に建築物等が突出して周囲の骨格となる山々への眺望を著しく妨げないように、建築物の高さを山系の輪郭線を形成している稜線や周辺の森林と調和したものとするなど、配置、規模を工夫してください。

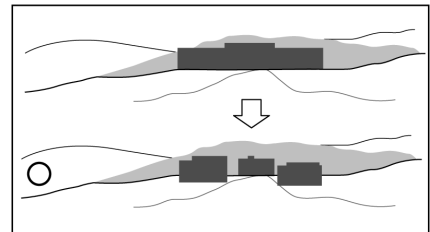
森林から突出しない



地形に合わせて分節化



大規模な壁面を造らない



自然と人の交流の区域

海辺の区域の運用指針

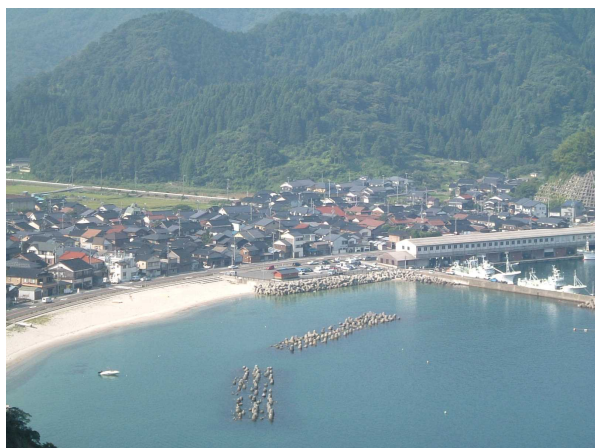
基本的な考え方

海辺の区域は、湾入地形と漁村の家並み、後背の山々や前島、崎山が織りなす優れた景観によって構成される区域です。日本海の荒波により長い時間をかけ浸食された沈降海岸の地形と、厳しい気候条件の中で育まれてきた漁業などの生業により、但馬海岸独特の風景と地域構造を形成してきました。

この区域における開発にあたっては、特徴ある但馬海岸の地形や森林はできる限り保全しながら、湾の対岸等の主要な視点場から見た景観や、後背の山々や周辺の前島、崎山との調和、漁村の家並みとの連続性などに配慮することが大切です。

- 特徴的な海岸地形や一体となった森林・樹林の保全
- 海辺との関係を重視したまちなみの形成
- 漁村集落等既存のまちなみへの配慮

海辺の区域のイメージ



ア 優れた景観の構成要素の保全の方法

地形、森林、樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 崎、海蝕地形等海岸の優れた景観を形成している箇所
- (2) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所
- (3) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所
- (4) 良好な地域環境を形成している樹林
- (5) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (6) 地域に親しまれている樹木が存する箇所

- 海岸部の入り組んだ地形や、海岸風景と一体となった森林、樹木等は、但馬海岸独特の優れた景観を形成しています。これらは浸食等の長年の時間が積み重なって築かれた貴重な景観です。
- 開発にあたっては、こうした独特の地形条件に配慮し、崎山が連続する入り組んだ変化に富んだ地形を崩すことのないよう、また背後部を構成している森林、樹木等が著しく損なわれることのないように保全してください。また、これらの地形、森林、樹木等を開発区域内に含めないよう開発区域を設定することも重要です。
- 主要道路や湾入部から見通しが利く場所については、改変により海岸景観の連続性が途切れてしまうことがないように、地形、森林、樹木等の保全には特に配慮してください。

□「海岸の優れた景観の構成要素となっている箇所」とは

崎山、岩場、島など、複雑に入り組んだ海岸地形を構成する、但馬海岸の特徴を代表するこれらの骨格要素を含む箇所を指します。



骨格を形成する崎山や半島

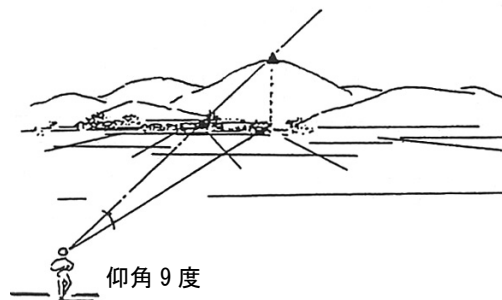
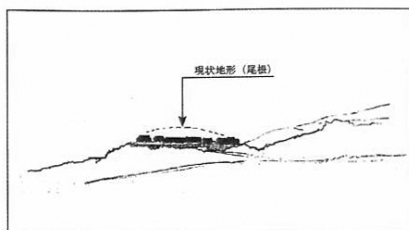
□「周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所」とは

敷地近辺だけでなく、市街地や幹線道路などの遠い視点場から見て山系の輪郭線の連なり、すなわちスカイラインの連続が途切れないうち注意してください。(スカイラインが比較的目に入りやすい仰角(見上げる角度)は、一般に9度以下とされています)



美しい海岸と半島

×山の稜線では開発しない



□「良好な地域環境を形成している樹林」とは

まちの中においてアクセントとなっている樹林や、河口部の河畔林、防風林・防砂林など海辺に特徴的で地域環境と一体となった樹林などのことをいいます。

□「優れた樹容を有する樹木及び植生が存する箇所」とは

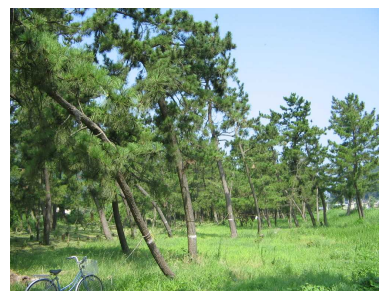
自然環境保全地域や郷土記念物、天然記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。また、兵庫県版レッドデータブックに記載されている植物群落や自然景観についても保全に努めてください。

□「地域に親しまれている樹木」とは

ランドマークとなっている路傍の巨樹、集落内の辻にあるほこらの祠のある樹木や樹木群、季節の変化や歴史を感じさせる庭木などの樹木をいいます。

□「改変が軽微で景観の形成に支障がない場合」とは

樹林地の外観が維持されたり、樹木が適切に移植されるなどの措置がとられた場合をいいます。



海岸沿いの防風林



道路沿いの防風林



ランドマークとなる巨樹

イ 保全すべき森林又は緑地の面積

森林の保全又は緑地の確保

(1) 現況森林の区域における森林の保全

開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、50 パーセント以上の面積（良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。）の森林が当該開発区域内に保全されること。

(2) 森林以外の区域における緑地の確保

開発区域の面積（現況森林の面積を除く。また、開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10 パーセント以上の面積の緑地（開発区域が現況農地等の場合にあっては、20 パーセント以上の面積の緑地）が当該開発区域内に確保されること。ただし、壁面、塀等により、家並みの連続性が確保される場合はこの限りでない。

(1) 現況森林の区域における森林の保全

- 現況森林は、崎山、半島などを形成する重要な要素です。届出の対象となる 1,000 m²以上の開発は、海岸景観が形成されている地区にあっては比較的大規模な開発であり、景観に与える影響は大きいものがあります。
- 現況森林の区域における造成を伴う開発行為や建築物等の建築にあたっては、海岸景観の背景としての山を保全し、また、周囲の森林環境を保全するための緩衝帯として、森林と新たな開発との景観的な調和を図るため、適切な規模の森林を保全してください。

□ 「現況森林の区域における森林の保全」とは

開発区域内に森林を含む開発行為を対象とした規定です。また、本規定は、「緑地の確保」の規定を解除するものではありません。森林を含む開発行為にあっては、「森林の保全」、「緑地の確保」の双方の規定を満たす必要があります。

□ 「良好な地域環境の形成に資すると認められる新たに造成することとなる森林」とは

やむを得ない理由により、伐採を行った後、植栽する場合の植栽の密度は、下記の基準を参考として行うものとします。

【環境の保全と創造に関する条例】

- ・ 概ね 10 m²あたり高木（成木時の樹高が 3m以上）が 1 本以上
- ・ 概ね 20 m²あたり高木 1 本以上、その他の樹木が 20 本以上

【風致条例】

- ・ 10 m²あたり高木（成木時の樹高が 3.5m以上）が 1 本以上＋中木（成木時の樹高が 1.5m以上）が 2 本以上

(2) 森林以外の区域における緑地の確保

- 届出の対象となる 1,000 m²以上の開発は、海岸景観が形成されている地区にあっては比較的大規模な開発であり、景観に与える影響は大きいものがあります。
- 森林以外の区域では、シンボルツリーや駐車場の緑化、保全した樹林地や樹木など、すべての緑地の面積の合計が開発区域の面積（現況森林の部分を除く）の 10 パーセント以上、開発区域が現況農地等の場合は 20 パーセント以上である必要があります。
- 開発区域の面積が 3,000 m²未満の場合には、まちかどなど周辺から見通せる場所、道路沿いなど歩行者が通行する場所、駐車場など広い平面となる場所など、適切な箇所に 2 本以上の高木を配置するよう工夫してください。
- 開発区域に隣接して、特徴的な家並みを有する漁村などがある場合は、その家並みの連続性を継承することが重要です。建物の配置によりやむを得ず家並みが途切れる場合には、付加的に塀を設置するなど、家並みの連続性が確保されるよう工夫してください。

□「壁面、塀等により、家並みの連続性が確保される場合」とは

漁村の家並みが形成されている地区では、家並みの統一感を損ねないよう意匠上配慮された塀や壁面を設けることにより、漁村景観との調和を図ることができます。

また、漁港や倉庫といった漁業関連施設については、海への出入りが頻繁に行われ、海上からも視認できる必要があります。

このような場合にも一律に 10 パーセント以上の緑地の確保を求めるものではありません。

□「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、一定の遮蔽効果を有する土地をいい、「樹林地」も「緑地」の一形態であると考えられます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により視覚的な緑があることが、判断の目安となります。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

□緑地面積の算定方法について

植栽される樹木の成木時の樹冠の水平投影面積を緑地として算定するものとします。

また、全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路のほか、緑化ブロック等により舗装された駐車場についても、緑地として算定して差し支えありません。

なお、原則として、屋上緑化については周囲から緑化部分が視認できるもの、壁面緑化については植栽基盤を壁面に直接設置するものに限り、その鉛直投影面積を緑地として算定できるものとします。

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5m未満	3.8 m ²
2.5m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

※ 中高木（成木時の樹高が概ね 3 m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

□「屋外運動競技場」とは

「屋外運動競技場」の例としては、テニスコート、ゲートボール場、多目的グラウンドなど、屋外に設置された広い平面を有する運動施設が考えられます。

ウ 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

森林又は緑地と建築物

(1) 現況森林の区域における森林と建築物

開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

ア 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。

イ 大規模な予定建築物等にあつては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。

ウ 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

(2) 森林以外の区域における建築物と緑地

開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

ア 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。

イ 大規模な予定建築物等にあつては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。

ウ 宅地分譲に係る開発行為は、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 「海辺の区域」では、崎山、半島など海岸部の独特の地形の中に建築物等が立地することが想定されるため、開発にあつては、湾の対岸や道路、集落等から見たときに、そうした地形を大きく損なわないように、また海岸と調和した景観を形作っていることが重要です。

(1) 現況森林の区域における森林と建築物

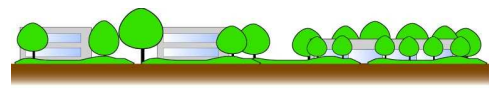
- 大規模ゆえに遠方からも目立つため、遠い視点場からの見え方を考慮して、周辺の森林と調和するように、建築物の周辺に樹木を適切に配置してください。

□ 「予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置」とは

開発区域と周辺の森林の境界付近、森林と建築物との間、建築物と道路などとの境界付近、いわゆる“きわ際”とよばれる部分では、特に緑による修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、樹木の配置を工夫してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませ



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□ 「大規模な予定建築物等」とは

おおむね以下のように取り扱います。

建築物：高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

工作物：高さが15m（建築物と一体となって設置される場合は、その高さが10mを超えかつ建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの

□ 「海岸沿いの道路、集落、海上等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

樹木の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、特に「海辺の区域」においては、海岸

沿いの道路、集落、海上からの景観を十分考慮した上で計画することが重要です。

現況森林の区域においては、主要な半島、海上などの遠景から見た景観への配慮が必要です。特に「海辺の区域」では、半島部を構成する森林や湾入部の背景となる森林は、海辺と合わせた重要な景観要素です。開発にあたっては地形に沿った土地造成や遠景から見て突出しない配置、規模にするとともに、樹木の配置を工夫し、周辺の森林や海岸の景観になじむように配慮してください。



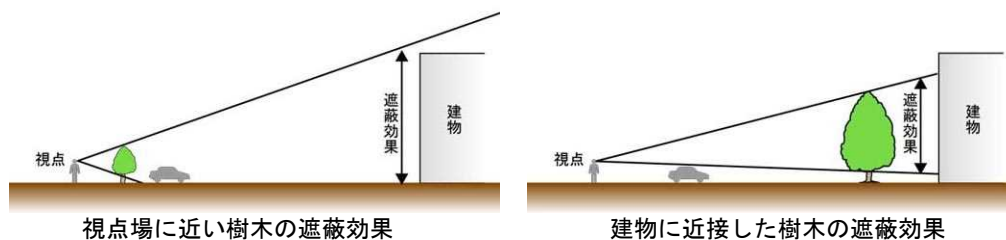
森林に包まれた建築物



前面への植栽

＜修景の方法＞

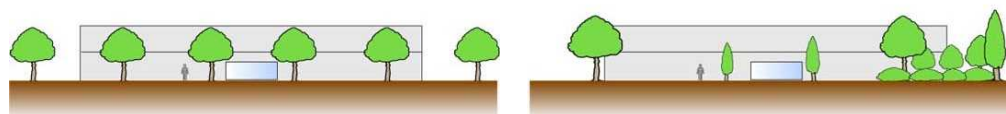
例えば、視点と建物と一定の距離があれば近接している場合と比較して樹木が小さくても同様の効果があります。視点から近い（建物と一定の距離がある）樹木の方が、視点場から遠い（建物に近接している）樹木より、建物を見えにくくする効果が大きくなります。



視点場に近い樹木の遮蔽効果

建物に近接した樹木の遮蔽効果

また、建築物の形態によっては、敷地境界（道路等の視点場）から一定の距離があれば、周囲を中低木で囲うよりも、高木を適切に配置したり、一部に中低木によるまとまった緑地を配置し部分的に高木を配置するなどの方が景観形成上効果的な場合があります。



中高木による列植

まとまった緑地の配置

□「森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、森林を残置することが可能若しくはその周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、宅地造成後分譲の場合はおおむね 200 m²程度、現状有姿分譲でおおむね 400 m²程度を標準とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合が 1 : 2 以内の整形に近いものとします。

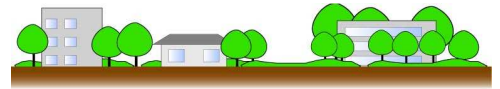
(2) 森林以外の区域における建築物と緑地

- 大規模ゆえに遠方からも目立つため、遠い視点場からの見え方を考慮して、背景となる半島・崎山や森林と調和するように、建築物の周辺に緑地又は樹木を適切に配置してください。

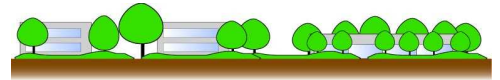
□「予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置」とは

開発区域の境界部や建築物の前面、道路や河川沿い、駐車場の周りなど、「際」とよばれる部分では、特に樹木等を用いた緑化修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、緑地や樹木の配置を工夫してください。

その際には、高木、中木、低木を織り交ぜて植栽したり、シンボリックな緑地を配置したりすることで、変化のある景観となるよう配慮してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませ



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□「大規模な予定建築物等」とは

→p75 『大規模な予定建築物等』とは」参照

□「海岸沿いの道路、集落、海上等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

樹木の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、特に「海辺の区域」においては、海岸沿いの道路、集落、海上からの景観を十分考慮した上で計画することが重要です。

<海岸部における開発>

海岸部における開発では、主要な半島、海上などの遠景から見た景観への配慮が必要です。地形に沿った土地造成や遠景から見て突出しない配置、規模にするとともに、樹木の配置を工夫し、周辺の森林や海岸の景観になじむように配慮してください。

なお、漁港や倉庫といった漁業関連施設など、海とのアクセスがあり、海岸を直接的に利用する建築物については、樹木の配置について特段の配慮を求めるものではなく、遠景からの景観や周辺の集落との調和等を重視したものとしてください。

あわせて、海岸部から見通した道路沿い、内陸側の主要な道路からの見え方など、中～近景から見た景観にも配慮が必要です。背景となる半島部・森林との調和に配慮した樹木の配置とする、海への見通しを遮らない、建築物の前面や主要な道路沿いにできるだけ樹木を配置するなどの工夫をしてください。



海岸の景観になじんだ樹木



漁業関連施設

＜内陸側における開発＞

内陸側では、主に道路沿道や農地における開発が想定されます。海辺や半島部の山々、防風林・防砂林などが背景となっており、海岸部から見通した道路沿い、内陸部の主要な道路からの見え方など、主に中～近景から見た景観に配慮することが求められます。

背景となる半島部・森林との調和に配慮した樹木の配置とする、海への見通しを遮らない、建築物の前面や主要な道路沿いにできるだけ樹木を配置するなどの工夫をしてください。



背景となじむよう植栽を配置



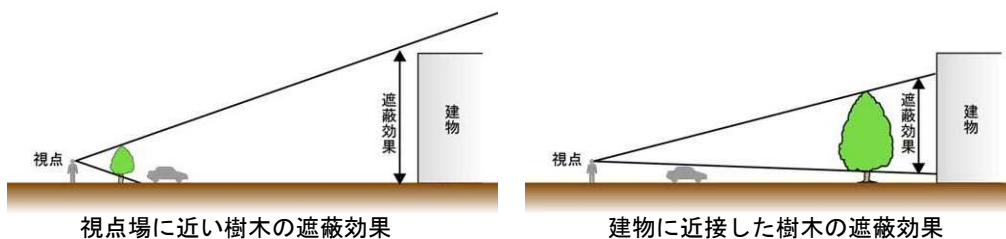
海への見通しを確保



主要道路沿いに植栽を配置

＜修景の方法＞

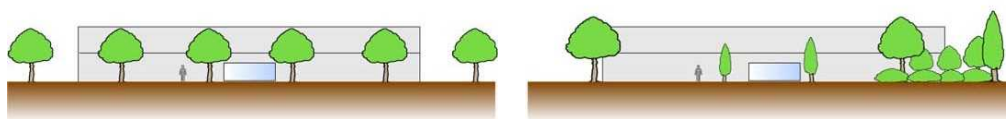
例えば、視点と建物と一定の距離があれば近接している場合と比較して樹木が小さくても同様の効果があります。視点から近い（建物と一定の距離がある）樹木の方が、視点場から遠い（建物に近接している）樹木より、建物を見えにくくする効果が大きくなります。



視点場に近い樹木の遮蔽効果

建物に近接した樹木の遮蔽効果

また、建築物の形態によっては、敷地境界（道路等の視点場）から一定の距離があれば、周囲を中低木で囲うよりも、高木を適切に配置したり、一部に中低木によるまとまった緑地を配置し部分的に高木を配置するなどが景観形成上効果的な場合があります。



中高木による列植

まとまった緑地の配置

□ 「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、その周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、おおむね 170 m²程度を標準規模とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合が 1：2 以内の整形に近いものとします。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

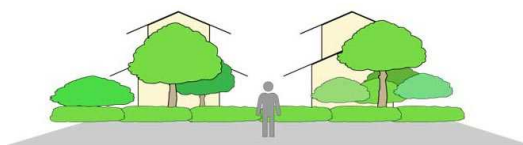
- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

- 道路から見た時に、建築物等を違和感なく背景の景観になじませて、美しい街路景観を形成するために道路沿道の緑化は不可欠です。

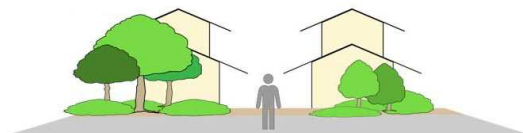
(土地・レベル差の活用)



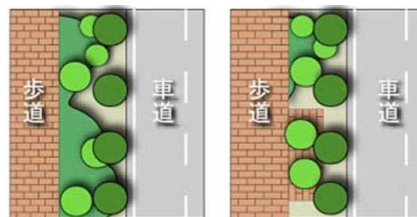
(生垣+α)



(変化がある植栽)



(道路・歩道側の空間を豊かにす)



- 特に「海辺の区域」においては、海辺への見通しが利く軸線の景観が重要です。海辺へつながる視線を妨げないような樹木の配置としてください。

- また、一級河川、二級河川、準用河川と開発区域が隣接している場合には、樹木を列植することなどにより、河川景観及び河川環境へ配慮してください。

- なお、既に街路樹が整備されている場合や河畔林などの樹林が保全されている場合にあっては、それらとの調和を優先させるものとし、追加的な緑化が不要となる場合があります。

緑地・植栽の質

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。

- 樹木等を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の環境と調和した緑化が図られることが重要です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育むことに役立つとともに、周辺の景観になじみやすいものでもあります。

□「地域に適合した多様な在来種」とは

地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種であり、集落内や周辺の民家の庭など、開発区域周辺で植えられている樹木の多くがこれにあたります。

特に、海浜部においては潮風による影響も考慮し、それに耐えうる樹種を選択することも必要です。

森林、緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。

- 開発区域内に植栽した樹木や緑地を適切に維持管理してください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。また、樹木等が枯死した場合には、速やかに植え直してください。

エ 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法

土地の造成

開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。

- 「海辺の区域」は、多くが傾斜のある場所にあることから、開発にあたっては土地の造成が避けられない場合が多くあります。しかし、大規模な地形の改変は周辺森林や海岸との景観的な調和を大きく乱すことになり、また、集水域を大きく変更するような土地の造成も、周辺環境へ与える影響が大きいことから、最小限の造成にとどめるよう工夫が必要です。
- 例えば、現況地形の傾斜の方向や平均勾配を尊重して小造成を多用したり、あるいは保存森林や緑地で大きな法面を覆うなど、現況地形を生かすよう工夫してください。
- 特に海岸に面する場所においては、湾入部の凹凸の変化をうまくいかすことで、視覚的にアクセントを与え、周辺の景観ともなじみやすくなります。

擁壁等の緑化修景

(1) 現況森林の区域における擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

ア 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。

イ 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

(2) 森林以外の区域における擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

ア 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した材料、仕上げ等による修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。

イ 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することなどにより、その影響を和らげる必要があります。
- 海辺に面する部分では緑化修景が困難な場合も想定されます。その場合は、長大なコンクリート面が連続しないように海岸部分に適切な処理を行う、施設配置を工夫するなど、地形に応じた変化のある配置として、海岸部の景観になじむようにしてください。

□ 「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

景観上の視点からとらえた工作物であつて、表面に現れないものや小規模なものは除きます。擁壁にあつては地上高さ 2m 以上のもの、排水施設にあつては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

(1) 現況森林の区域における擁壁等の緑化修景

□「周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、コンクリート構造物前面への植樹（植樹が困難な場合はコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽等）などで緑化修景してください。加えて、周辺の森林との調和に配慮し、連続性が損なわれないよう、周辺の景観になじむ樹木等を積極的に植栽してください。

各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置するなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。

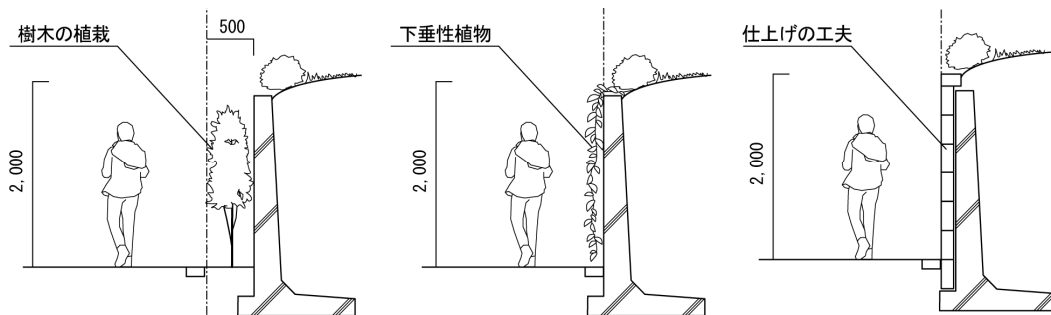
また、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の仕上げを工夫することも有効な方法です。

(2) 森林以外の区域における擁壁等の緑化修景

□「周辺の景観と調和した材料、仕上げ等による修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、漁村等といった周辺との景観に配慮し、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の材料、仕上げ等を工夫してください。

各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置するなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。

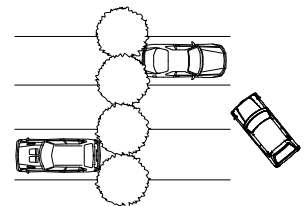


- 駐車場や屋外運動競技場等が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設けることが必要です。また、植栽帯による完全な遮蔽ではなく、本来の機能を阻害しない範囲で、周辺以外に内部に植栽することも、周辺の森林環境との調和の上で有効な方法です。

<周囲に植栽帯を設ける>

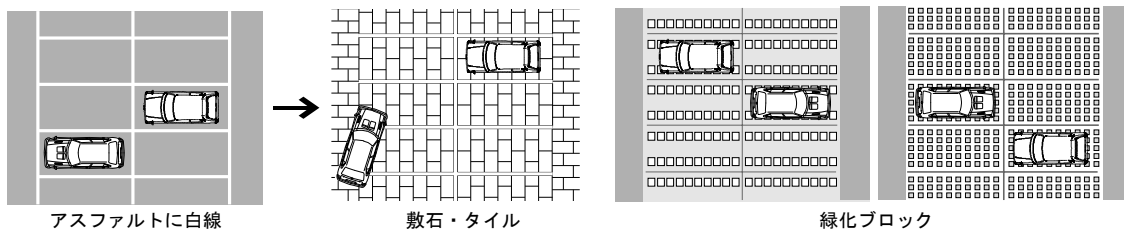


<駐車場内部に植栽を行う>



- あわせて駐車場の舗装に緑化ブロック等を使用するなど、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化を工夫することが望まれます。

<床面の工夫>



法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景を行ってください。
- 法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段を設け植栽を行ってください。
- 海辺に面する部分では緑化修景が困難な場合も想定されます。その場合は、長大なコンクリート面が連続しないように海岸部分に適切な処理を行う、施設配置を工夫するなど、地形に応じた変化のある配置として、海岸部の景観になじむようにしてください。

□ 「傾斜度 15 度以上」とは

水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生じる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であり、15 度以上の斜面は視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。

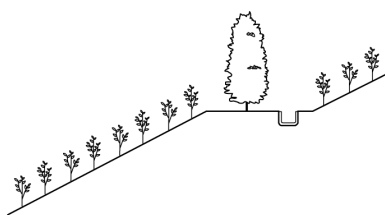
□ 「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

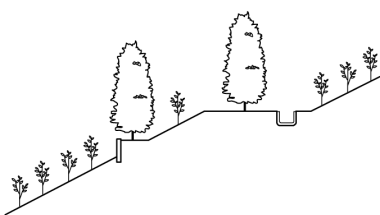
法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

法面苗木植栽と小段中木植栽



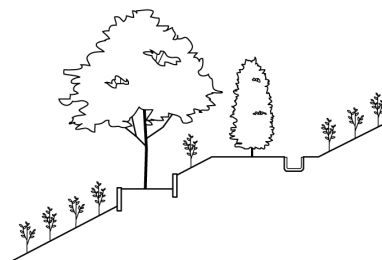
- ・ 苗木植栽においては、植鉢保護を必要としない
- ・ 小段には、中木(H=1.8)の植栽が可能

法面中木植栽



- ・ 法面保護及び植鉢保護としてそだ棚等を必要とする

法面高木植栽



- ・ 上下そだ棚等による保護を必要とする

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

建築物等の形態、意匠等

(1) 現況森林の区域における建築物等の形態、意匠等

予定建築物にあつては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。

(2) 森林以外の区域における建築物等の形態、意匠等

予定建築物等にあつては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて開発区域周辺の建築物等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められるとともに、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。

- 「海辺の区域」では、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて、海岸の連なる景観と調和し、背後の崎山などへの眺望を著しく妨げないことが重要です。
- 特に、海岸部に面する建築物は、半島部の凸凹の激しい湾入部分に立地し、背後の森林は傾斜もきつく切り立った地形であることが多く、その特徴的な地形を上手くいかした施設計画が重要になります。

(1) 現況森林の区域における建築物等の形態、意匠等

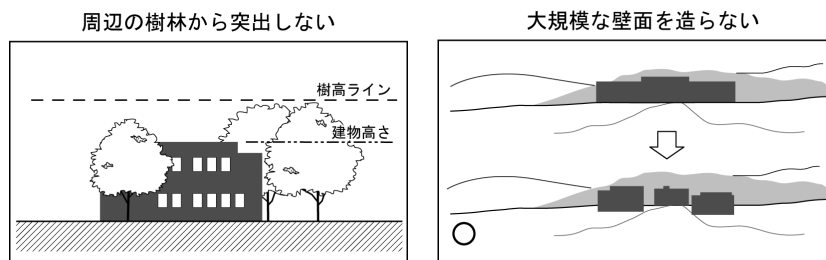
□「開発区域周辺の森林から著しく突出しない」とは

海岸沿いの道路、集落、海上等から見た時に建築物等が周辺の森林から著しく突出した印象とならないよう、建築物の高さを周辺の森林と調和したものとするなどの工夫をしてください。

□「地形を生かして建築物を分棟」とは

「海辺の区域」の建物は2～3階建て、おおむね高さ6～9mに収まっています。また、大規模な壁面は見あたりません。このことで周辺の森林から突出せず、変化に富む地形のまどまりに調和しています。大規模な予定建築物等であっても、高さや規模を抑えることで、このまどまりに調和する必要があります。

海岸沿いの道路、集落、海上等から見たときに大きな壁面とならないよう、建築物を地形に合わせて分棟するなど、配置、規模を工夫してください。



- 一定の幅員に満たない道路（おおむね 6m未満）に接する場合には、降積雪時の道路交通の確保の必要性から、除雪後の堆雪が可能な空地が宅地側に確保されるよう壁面の位置を定めてください。
- 「海辺の区域」は、「広域景観形成地域」に指定されており、建築物の建築の際は、景観形成基準、景観ガイドラインに基づき、周辺の景観と調和したものとしてください。

(2) 森林以外の区域における建築物等の形態、意匠等

□「開発区域周辺の建築物等から著しく突出しない」とは

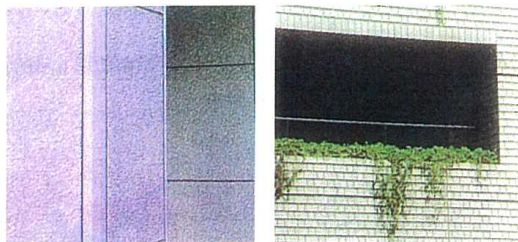
「海辺の区域」の建物は2～3階建て、おおむね高さ6～9mに収まっています。また、大規模な壁面は見あたりません。このことで隣接・近接する建築物や背景の半島・崎山から突出せず、集落等のまとまりに調和しています。大規模な予定建築物等であっても、高さや規模を抑えることで、このまとまりに調和する必要があります。

海岸沿いの道路、集落、海上等から見たときに大きな壁面とならないよう、建築物を周辺と調和するように、配置、規模を工夫してください。

- 一定の幅員に満たない道路（おおむね 6m未満）に接する場合には、降積雪時の道路交通の確保の必要性から、除雪後の堆雪が可能な空地が宅地側に確保されるよう壁面の位置を定めてください。
- また、周辺の集落や港などとの調和に配慮した意匠、色彩等とすることも重要です。
「海辺の区域」は、「広域景観形成地域」に指定されており、建築物の建築の際は、景観形成基準、景観ガイドラインに基づき、周辺の景観と調和したものとしてください。

材 料

- 経年変化により見苦しくならぬ材料を選択するよう配慮する。



色 彩

■ 外壁

- ① 基調となる色彩は、けばけばしくならぬよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。
 - i R(赤)系及びYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
 - ii Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
 - iii その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
- ② 伝統的なまちなみ領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。
- ③ 埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調・色相の異なるアクセントカラーの色調についても低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。

■ 屋根

和がわらの家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。



そ の 他

■ 外構

単調で閉鎖的な塀、擁壁を避けるなど、周辺のまちなみや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。



但馬海岸地域における景観ガイドライン（抜粋）

その他の留意事項

1 建築物等の色

緑条例では、新たな開発行為を地域環境に調和したものとするため、主に森林・緑地の保全と確保、緑化修景の観点から誘導を行うしくみとなっています。建築される建築物等については、保全あるいは確保される緑と調和した規模・形態・意匠となることを求めています。建築物等の色彩については、建物用途や目指すイメージの違い、企業のコーポレートカラーなど様々な要因があり客観的基準化になじみにくいことから、地域環境形成基準及び運用指針には明確に定められていません。

しかしながら、地域に調和した景観形成の観点からは色彩は重要な要素であり、地域環境に調和した魅力的な開発とするため、次のような配慮をお願いします。

[色彩への配慮]

- 原色系の彩度の高い色は避ける
(やむを得ない場合は、ポイントカラーにとどめ、ベースカラーには使用しない)
- 森林・緑地などの自然環境と調和する色彩とする
- 退色、剥離、さびなどを放置せず適切に管理する

[参考：兵庫県 景観の形成等に関する条例 大規模建築物等景観基準の外壁色彩基準]

使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。

- (1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4（区域によっては6）以下
- (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。

2 緑化に関する協定の締結の推進

宅地分譲などの開発地においては、緑条例による事業者と知事との協定の締結とあわせて、入居者や周辺住民による緑地協定（都市緑地法に基づく）や任意の協定の締結を積極的に進めるなど、良好な市街地環境の形成や地域全体のまちづくりへの配慮をお願いします。

3 屋外広告物条例

緑条例の対象地域では、屋外広告物条例による禁止地域等の指定がなされており、同条例に基づく行為制限が適用されます。緑条例の対象地域において屋外広告物の表示等をしようとする場合は、各市の屋外広告物の担当部署にご相談ください。